

## 議題(3)イ 第三次基本構想(素案)の内容について

## 基本構想 新旧対照表

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
<p>前文</p> <p>かつて、武蔵野の面影をとどめていた東大和は、急激な人口の増加によって都市化がすすみ、いまでは当時をしのぶことさえ難しいほど、大きくその姿を変えてきました。そして、私たちは、いま、緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、私たちやここに生まれ育つ子供たちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしい「うるおいとふれあいのあるまち」を築きあげることを使命として、まもなく迎える新しい世紀に向け歩みはじめようとしています。</p> <p>私たちは、恒久の平和と、健康でより文化的な生活を営むことのできる社会の建設を願い、あすの東大和をつくり育てていくための共通の目標として、ここに人間性の尊重を基調とした基本構想を定めます。</p> <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、21世紀の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画、実施し、長期的、総合的な市政運営を図っていかねばならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していかねばなりません。</p> <p>3 国・都などは、東大和に関する計画の策定や事業を行うにあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p>	<p>はじめに</p> <p><u>私たちは、昭和57年に緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、恒久の平和と健康でより文化的な生活を営むことのできる地域社会の実現を願い、あすの東大和を育てていくための共通の目標である人間性の尊重を基調とした基本構想を策定し、この20年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向け積極的な取り組みを進めてきました。</u></p> <p><u>この間、社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応など大きく変化するとともに、価値観の多様化や地方分権の進展、さらには、長引く景気低迷の影響などから、市の行財政システム自体も、時代に相応した新たなものへと転換が迫られております。</u></p> <p><u>このため、構想期間の満了とあわせて前基本構想を継承・発展させながら、21世紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとしました。</u></p> <p><u>また、この基本構想を実現するため、基本計画を策定し、着実な計画の遂行をめざします。</u></p> <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 <u>国・都などは、東大和に関する計画の策定や事業を行うにあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</u></p>	<p>はじめに</p> <p><u>私たちは、平成13年(2001年)に、めざす将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、この20年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向けて積極的な取組を進めてきました。</u></p> <p><u>この間、社会・経済情勢は、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応、価値観の多様化、地方分権の進展などにより大きく変化しました。これらを起因とする課題への対応が、私たちに求められています。</u></p> <p><u>中でも、大きな課題となっているのが、急速に進行している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりも、時代の変化に対応した新しい形へ転換する必要があります。</u></p> <p><u>そこで、第二次基本構想を継承、発展させながら、大きく変化する社会・経済情勢の中にあっても、活力あるまち、持続可能なまちづくりをめざして、新しい基本構想を策定することとしました。</u></p> <p><u>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。</u></p> <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と市が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p>	<p>・資料4「第三次基本構想策定の基本的な理念」に基づいた表記とする。</p> <p>・総合計画の定義及び総合計画が最上位計画であることを明記する。</p> <p>・市以外の行政機関の義務付けは困難であるため、「行政」は「市」とする。</p> <p>・第二次基本構想の3の「国・都」に関する記述は削除する。</p>

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
<p>第2章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考え方であります。</p> <p>1 市民生活の向上  まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立  まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の創造  長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような魅力ある文化を創造していきます。</p>	<p>第2章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上  まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立  まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の創造  長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような魅力ある文化を創造していきます。</p>	<p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次  この基本構想は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和23年度(2041年度)を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し  市の総人口(住民基本台帳の実績値)は、平成27年(2015年)まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の86,324人をピークとして減少傾向に転じ、平成31年(2019年)1月には85,565人となりました。  この減少傾向は、今後も続く見込みで、令和23年度(2041年度)には、79,756人となる見通しです。</p> <p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上  まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立  まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の発展  長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展をめざしていきます。</p>	<p>・目標年次と、計画の基礎となる将来人口の見通しを、新たな章として表示する。</p> <p>・「1 市民生活の向上」について、「幸せな生活」を送るためには「健康」が必要であると考えられるので、追記する。</p> <p>・「2 市民自治の確立」について、今後のまちづくりを進める上では、共助の考え方が重要になると考えられるので、「行動を通して」を「相互の協力により」に変更する。</p> <p>・「3 市民文化の創造」について、市民にとってよりわかりやすい言葉とするため、「文化の創造」を「文化の発展」に変更するとともに、表記方法を1・2に合わせる。</p>

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
<p>第3章 まちづくりの目標</p> <p>この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と行政が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和が理想とする21世紀の都市像を、次のとおり定めます。 『うるおいとふれあいのあるまち東大和』</p> <p>狭山丘陵は野鳥や草花の世界をつくり それを背にして広がる美しいまち並み</p> <p>人々は日々に生きがいを感じ あすへの希望に燃え 未来への限らない夢をいだく</p> <p>日々の語らいのなかに生きる喜びが満ち さわやかな声こだまする 我がふるさと</p> <p>このような東大和を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>豊かな人間性と文化をはぐくむまち 健康であたたかい心のかよいあうまち 暮らしと産業が調和するまち 安全で快適な魅力あるまち</p> <p>2 土地利用 地域の特性を生かした総合的、計画的な土地利用を推進して、人と自然が調和した魅力ある住宅都市の形成をめざしていきます。 そのため、狭山丘陵については、その豊かな自然を積極的に保全して次代に生きる人々に引き継いでいくとともに、緑のネットワークづくりの拠点とするなど、その活用を図っていきます。 また、市街地がすすんでいる地域については、各地域の特性を生かしつつ、貴重な農地の保全や緑の創出などによって都市空間の確保を図るとともに、宅地の細分化や無秩序な開発の抑制、都市基盤の整備などに努めて、秩序ある市街地を形成していきます。さらに、市民生活や地域環境と調和した産業・経済基盤の整備をすすめて、地域経済の発展に努めていきます。</p>	<p>第3章 まちづくりの目標</p> <p>この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と行政が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。 そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。 さらには、賑わいと活力に満ちた産業を背景に、市民同士が様々な教育・文化活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。 このことから、私たちがめざす将来の都市像を『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』と定めます。</p> <p>2 基本目標 都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。 豊かな人間性と文化をはぐくむまち 健康であたたかい心のかよいあうまち 暮らしと産業が調和した活力あるまち 環境にやさしく安全で快適なまち 相互の理解と協力に支えられるまち</p>	<p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と市が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。 そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。 さらには、<u>少子高齢化と人口減少が進展する中にあっても</u>、賑わいと活力に満ちた産業や地域を背景に、市民同士が様々な活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。 このことから、私たちがめざす将来の都市像を『●●●●●●●●』と定めます。</p> <p>2 基本目標</p> <div data-bbox="1694 1430 2139 1581" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;"> <p>次回以降に検討</p> </div>	<p>・資料4「第三次基本構想策定の基本的な理念」に基づいた表記とするため、「少子高齢化と人口減少が進展する中にあっても」を加える。</p> <p>・「産業」だけでなく、地域全体が賑わいと活力に満ちていることが望ましいので、「地域」を追記する。</p> <p>・市民同士の交流は「教育・文化活動」に限らないので、「活動」に変更する。</p>

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備 考
<p>第4章 まちづくりの基本施策 (内容は省略)</p> <p>第5章 基本構想を実現するために (内容は省略)</p>	<p>3 基礎的指標 (1) 目標年次 目標年次は、平成33年度(西暦2021年)とします。 なお、この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも適宜見直しを行います。 (2) 人口 目標年次までの期間における最大人口は、おおむね8万2千人と想定します。</p> <p>第4章 まちづくりの基本施策 (内容は省略)</p> <p>第5章 基本構想を実現するために (内容は省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 まちづくりの基本施策 (内容は省略)</p> <div data-bbox="1688 806 2133 953" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">次回以降に検討</div> <p>第6章 基本構想を実現するために (内容は省略)</p> <div data-bbox="1688 1079 2133 1226" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">次回以降に検討</div>	<p>・基礎的指標は、第2章に記載するため、削除する。</p>